三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	786
（略）	（略）

第六～第八　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	986
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○国土交通省告示第千五十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
武雄市東川登町大字永野字釜谷四七九七番三	前	最大 八七	三八
		最小 五七	
	後	最大 九一	
		最小 五七	

○国土交通省告示第千五十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大津市馬場南町字石ヶ谷三七一番三から同市馬場南町字大岩八丈敷三七二番三まで	前	最大 八二	三〇
		最小 七五	
	後	最大 九三	
		最小 七五	

○国土交通省告示第千五十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
湖南市菩提寺字八重谷三二七番一	前	最大 九一	二三
		最小 五〇	
	後	最大 九一	
		最小 七二	

○国土交通省告示第千五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
霧島市国分広瀬字仮屋村下一五七二番三から同市国分広瀬字会所下一六一六番二まで	前	最大 六〇	四九七
		最小 二八	
	後	最大 二二〇	
		最小 三八	

○東北地方整備局告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

東北地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
能代市二ツ井町駒形字烏野上岱一番六から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五〇番まで	一〇五・八一～一〇・五〇	一・三七七

四　指定する期日　令和七年十二月八日

○東北地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日

東北地方整備局長　西村　拓